

委 託 契 約 書 （案）

委託業務の名称 第 9508300015 号 佐賀市下水処理場等の包括的維持管理業務委託

履 行 期 間 令和 9 年 4 月 1 日 から 令和 1 4 年 3 月 3 1 日 まで

委 託 料 ￥
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 ￥ ）

支 払 方 法 上記委託料は各年度に分けて支払うものとし、各期の支払額は次のとおりとする。

令和 9 年度 ￥
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 ￥ ）

令和 1 0 年度 ￥
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 ￥ ）

令和 1 1 年度 ￥
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 ￥ ）

令和 1 2 年度 ￥
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 ￥ ）

令和 1 3 年度 ￥
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 ￥ ）

契 約 保 証 金

上記の業務の委託について、委託者と受託者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

年 月 日

委託者 佐賀市
佐賀市上下水道事業管理者 姉川 久 印

受託者 住所
氏名 印

第1章 総則

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この契約書、業務要求水準書及びその他関係書類を内容とする契約（以下「本契約」という。）に従い、佐賀市下水処理場等の包括的維持管理業務委託を履行する。
- 2 前項に記載の各書類及び図面等の間に齟齬がある場合には、契約書、業務要求水準書の順に優先して適用する。
- 3 本契約に定める催告、請求、通知、報告、承諾、指示及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 本契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 本契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 6 本契約の履行に関して、委託者と受託者の間で用いる計量単位は、本契約に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
- 7 期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 8 本契約の履行に関して用いる時刻は日本標準時とする。
- 9 本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に関し疑義が生じた事項については、委託者及び受託者は誠実に協議を行い、その対応を決定するものとする。
- 10 受託者が共同企業体を結成している場合においては、委託者は、本契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行った本契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受託者は、委託者に対して行う本契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(用語の定義)

第2条 本契約における各用語の定義を以下に示す。

- (1) 要求水準とは、業務要求水準書に従い受託者が満たすべき業務の水準及びその他遵守すべき事項をいう。
- (2) ペナルティとは、受託者が行う業務に対する要求水準が達成されない場合、その対価である業務委託費を減額し或いは契約解除することをいう。
- (3) インセンティブとは、受託者による運転管理の効率化により、維持管理コストが削減された場合等に、単に業務委託費を削減せず、受託者の報奨として受託者の利益になるように増額することをいう。（報奨金と言われる場合もある）。

第2章 事業の範囲

（業務の範囲）

- 第3条 委託者は、本契約に基づき、業務要求水準書別紙1に記載された対象施設の運転管理業務等（以下「本件業務」という。）を委託し、受託者はこれを受託する。
- 2 受託者は、本契約等で定められた範囲内において、その裁量により、人員配置、運転方法、使用機材、薬品、消耗品などを決定し本件業務を行うことができる。

（契約期間及び業務期間）

- 第4条 契約期間は契約締結の日から令和14年3月31日までとする。
- 2 業務期間は令和9年4月1日（以下「業務開始日」という。）から令和14年3月31日（以下「業務期間満了日」という。）までとする。
- 3 契約日から業務開始日の前日までを業務準備のための期間（以下「業務準備期間」という。）とし、受託者の費用により、本契約に規定された業務開始のための準備を行うものとする。

（総括責任者）

- 第5条 受託者は、総括責任者を定め、氏名その他の必要事項を書面にて委託者に通知する。総括責任者を変更したときも同様とする。
- 2 総括責任者の職務は、次のとおりとする。
- (1) 本契約に定められた、本件業務の目的、内容等を十分理解し、現場の最高責任者として、本件業務の管理及び従業員の指揮、監督を行う。
- (2) 業務委託料の変更、委託期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第6条第1項及び第2項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びに本契約の解除に係る権限を除き、本契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。
- 3 受託者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを総括責任者に委任せず自ら行使しようとする場合は、あらかじめ、当該権限の内容を委託者に通知しなければならない。

（業務関係者に関する措置請求）

- 第6条 委託者は、総括責任者が本件業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置を講じるよう請求することができる。
- 2 総括責任者以外で、受託者が業務を施行するために使用している従事者、第46条により受託者が本件業務の一部を再委託した再受託者等についても、前項を準用する。
- 3 受託者は、前2項に定める請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、

その結果を請求を受けた日から１０日以内に委託者に通知しなければならない。

- 4 受託者は、委託者の職員または本件業務以外の業務の受託者が著しく不適当と認められるときは、委託者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置を講じるよう請求することができる。
- 5 委託者は、前項に定める請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から１０日以内に受託者に通知しなければならない。

（契約の保証）

第７条 契約保証金は、佐賀市財務規則（平成１７年佐賀市規則第６２号）第１０４条の規定によるものとする。

（法令の遵守等）

第８条 受託者は、関係法令を遵守するとともに、善良な総括責任者の注意をもって業務を実施しなければならない。

（許認可の取得等）

- 第９条 受託者は、法令上、資格を有する者が実施すべき業務を実施する際には、それぞれ必要な資格を有する者に担当させるものとする。
- 2 受託者は、委託者から、本件業務を遂行するために必要な事務室等の使用許可を取得するものとする。
 - 3 受託者は、前項のほか、本件業務の実施に必要なその他の許認可等について、自らの責任と費用をもって取得し業務にあたるものとする。

（施設機能の確認）

- 第１０条 委託者及び受託者は、業務準備期間終了日までの間に、本件施設等の性状、規格、機能、数量、その他内容について、双方立会いのうえ確認するものとする。
- 2 受託者は、前項の確認において、施設機能報告書の内容が業務要求水準書に定める保全管理業務の要求水準を満たさないこと、又は本件施設の状況が施設機能報告書と一致していないことを確認したときは、速やかに委託者にその内容を報告しなければならない。
 - 3 委託者は、前項の報告を受けたときは、速やかに報告内容を確認しなければならない。確認の結果、保全管理業務の要求水準を満たさないこと、又は本件施設の状況が施設機能報告書と一致していないことが認められるときは、受託者と協議し、速やかに必要な処置を講じるものとし、受託者の損害が認められるときは、必要な費用を負担する。

（業務実施計画）

第１１条 受託者は、契約締結後、業務開始日の１４日前までに、その費用により本契約及

び業務要求水準書等に記載された条件を満たす業務実施計画書を作成し、委託者に提出し、確認を受けるものとする。

- 2 委託者は、必要があると認めるときは、業務実施計画書の変更若しくは修正又は再提出を請求することができる。

（施設更新の請求）

第12条 本件施設の修繕によりその機能が維持できないとき、若しくはその見込みがないとき、又は本件施設の修繕により本件施設の機能を維持しようとするものが著しく非合理であると認められるときは、受託者は委託者に対しその旨を報告し、施設の更新を請求することができる。

- 2 委託者は、前項の請求があったときは、速やかに本件施設の現況を調査して更新の是非を判断し、その内容を受託者に通知する。

- 3 第1項の請求があったにもかかわらず、委託者が必要な施設の更新を行わなかったため、受託者又は第三者に損害が生じた場合には、委託者はその損害を賠償する責めを負う。ただし、受託者に故意又は過失がある場合には、委託者は、その程度に応じて、受託者に対して負うべき賠償を相殺し、又は第三者に対する賠償を受託者に求償することができる。

（施設改良等）

第13条 受託者は、業務を効果的に、かつ効率的に実施するため、委託者の承諾を得て自己の責任と費用により、本件施設の一部について必要な変更又は改良を行うことができる。

- 2 受託者は、業務を効果的に、かつ効率的に実施するため、委託者の承諾を得て自己の責任と費用により、創意工夫を発揮するために自ら必要と判断した設備を本件施設内に設置することができる。

- 3 前項の設備を設置する場合、受託者は、必要最小限の範囲で、自己の責任と費用により、本件施設に変更を加えることができる。この場合において、受託者は、当該変更の内容について、事前に委託者に通知し、その承諾を得る。

- 4 この契約が終了したときは、受託者は自己の責任と費用により、速やかに前項に基づき変更又は改良した施設を原形に復し、又は、設置した設備を撤去する。ただし、委託者が受託者に対し、別段の指示を行った場合はこの限りではない。

（修繕業務）

第14条 受託者は、保守点検により発見した不良箇所若しくは、故障の発生により破損した箇所のうち、汎用工具、消耗品や支給材料を用いた簡易な補修及び修理については、速やかに補修及び修繕などを実施しその機能の回復を図る。

- 2 簡易な補修及び修理のほか、一件あたり 2,000,000 円未満（税込）の修繕については、受託者の負担で実施する。
- 3 受託者は、修繕実施の際には、事前に内容及び費用を委託者に通知し、その承諾を得るものとする。ただし、緊急時等やむを得ない場合は当該修繕実施後に通知することとする。
- 4 一件あたり 2,000,000 円以上（税込）の修繕及び年間合計 20,350,000 円（税込）を超える修繕については、委託者の負担で実施する。
- 5 修繕の実施に係る費用の年間合計が 20,350,000 円（税込）に満たず、当該年度末に残額がある場合は翌年度に繰越し、最終年度に精算する。

（ユーティリティの調達）

- 第 15 条 受託者は、自己の責任と費用により、業務の実施に必要な電力、水道、薬品、燃料及び通信運搬費等を調達しなければならない。
- 2 受託者は、自己の責任と費用により、業務の実施に必要な全ての消耗品類、資機材、事務備品その他物品を調達しなければならない。

（性能保証）

- 第 16 条 受託者は、委託者に対し、履行期間を通じ業務要求水準書等に定める水質及びその他の性能を保証する。

（基準超過時の対応）

- 第 17 条 放流水質が遵守基準を満たさなかった場合の措置は、次のとおりとする。

次のアからオに掲げる場合を除き、放流水質が業務要求水準書に示す放流水質に関する遵守基準を超過した場合には、委託者は、遵守基準を超過した日から起算して遵守基準を達成した日の前日まで、法定基準等超過 1 日につき当該月額業務委託料（固定費）の 100 分の 1 を減額するものとする。

ア 流入水の水量及び水質が業務要求水準書に規定する流入基準の範囲を逸脱している場合

イ 下水処理に重大な影響を与える有害物質等が流入したと判断される場合

ウ 委託者が下水処理に重大な影響を与える工事等を発注し、その工事の施工期間中である場合

エ 受託者の責めによらない重要機器の故障があった場合

オ その他受託者の責めに帰することができない外的要因による場合

- 2 放流水質が目標基準を満たさなかった場合の措置は、次のとおりとする。

（1）基準超過の報告及び超過理由書の提出

受託者は、放流水質が業務要求水準書に示す放流水質に関する目標基準を達成していないことを把握した場合には、直ちに委託者に報告したうえで改善に向けた運転管

理を実施し、超過理由及び改善策を記載した超過理由書を速やかに委託者へ提出しなければならない。また、受託者は目標基準を達成するまで委託者に逐次状況を報告しなければならない。

(2) 改善要求及び改善計画書の提出

委託者は、前項のアからオに掲げる場合を除き、一定期間以上、受託者が実施する運転管理において改善が見られず、放流水質の目標基準が達成されないと判断した場合には、目標基準の未達を明示した改善要求書により改善を要求するものとする。この場合受託者は委託者と協議のうえ、改善要求書受理後3日以内に改善策を記載した改善計画書を委託者に提出し、改善策を実施しなければならない（改善に係る費用は受託者の負担とする。）。

(3) 委託料の減額

改善計画書が期限内に提出されない場合若しくは改善計画書どおりに実施されない場合又は前号の改善策により改善が認められない場合、前号の改善要求を行った日から起算して契約基準を達成した日の前日までの契約基準超過1日につき当該月額業務委託料（固定費）の100分の1を減額するものとする。

3 汚泥処理に関する遵守基準を満たさなかった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 基準超過の報告及び超過理由書の提出

受託者は、業務要求水準書に示す汚泥処理に関する遵守基準を達成していないことを把握した場合には、直ちに委託者に報告したうえで改善に向けた運転管理を実施し、超過理由及び改善策を記載した超過理由書を速やかに委託者へ提出しなければならない。また、受託者は契約基準を達成するまで委託者に逐次状況を報告しなければならない。

(2) 改善要求及び改善計画書の提出

委託者は、次のアからウに掲げる場合を除き、一定期間以上、受託者が実施する運転管理において改善が見られず、汚泥処理に関する遵守基準が達成されないと判断した場合には、遵守基準の未達を明示した改善要求書により改善を要求するものとする。この場合受託者は委託者と協議のうえ、改善要求書受理後3日以内に改善策を記載した改善計画書を委託者に提出し、改善策を実施しなければならない（改善に係る費用は受託者の負担とする。）。

ア 委託者が下水処理に重大な影響を与える工事等を発注し、その工事の施工期間中である場合

イ 受託者の責めによらない重要機器の故障があった場合

ウ その他受託者の責めに帰することができない外的要因による場合

(3) 委託料の減額

改善計画書が期限内に提出されない場合若しくは改善計画書どおりに実施されない場合又は前号の改善策により改善が認められない場合、前号の改善要求を行った日か

ら起算して契約基準を達成した日の前日までの契約基準超過 1 日につき当該月額業務委託料（固定費）の 100 分の 1 を減額するものとする。

（異常時及び緊急時の措置）

第 18 条 施設の運転操作及び監視中において異常を発見した場合は、必要な対応及び応急処置を実施するとともに、委託者に報告し、必要があれば協議を行うこと。

- 2 緊急事態が発生した場合には、速やかに委託者へ連絡するとともに、あらかじめ定めた非常配備体制に従い、早急に業務従事者を所定の場所に配備し、その対応にあたること。
- 3 受託者は、大雨、台風、地震その他の天災及び処理機能に重大な支障が生じた場合に備え連絡体制を整えるとともに、常にこれに対処できるように準備しておくこと。
- 4 受託者は、災害時に二次災害のおそれがある場合は、適切な措置を講じ災害を未然に防止すること。

（臨機の措置）

第 19 条 受託者は、業務の履行に当たって事件及び事故が発生したとき又は発生するおそれのあるときは、委託者の指示を受け、又は委託者、受託者が協議して臨機の措置をとらなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、受託者の判断によって臨機の措置をとらなければならない。

- 2 前項の場合において、受託者は、措置を行った内容を遅滞なく委託者に通知しなければならない。
- 3 委託者は、事故防止その他業務上特に必要があるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受託者が、第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、業務委託料の範囲内に含めることが適当でないと認められる部分については、委託者と受託者とが協議して委託者がこれを負担するものとする。

（不可抗力）

第 20 条 暴風、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、争乱、暴動、その他通常の子想を超えた自然的若しくは人為的な事象であって、委託者及び受託者の責に帰すことができない事由（流入水質及び流入水量が、業務要求水準書に示す流入水質から著しく逸脱している場合を含む。以下「不可抗力」という。）により、本件業務が著しく困難となった場合又は本件施設に損傷を及ぼす可能性が生じた場合、受託者は、委託者の指示に従い対応するものとし、また、施設への被害、業務への影響を軽減することができるよう努めるものとする。これにより発生する費用は、委託者の負担とする。ただし、受託者の故意又は過失によって要した費用が増加した場合は、当該増加分は受託者の負担とする。

- 2 前項に規定する施設の損傷により業務を行うことができなかった期間の業務委託料に

については、当該月額業務委託料（固定費）の相当分を支払うものとする。

- 3 本件施設の損傷により委託内容を変更する必要がある場合、委託者は、必要である範囲内において、委託内容を変更することができる。また、本件施設の損傷により本契約の継続が著しく困難である場合、委託者は直ちに本契約を解除することができるものとする。
- 4 前項の委託内容の変更又は本契約の解除により生じた費用については、委託者の負担とする。

（経費の負担）

第21条 受託者が業務履行上負担する経費は、別紙1に定めるものとする。

（業務の報告）

- 第22条 受託者は、業務ごとに施設の運転状況、設備機器の状態、保守点検結果、修繕結果、水質等試験結果、法定点検結果、精密点検結果その他の業務結果や環境整備の状況等を報告書に記録しておくこと。また、ユーティリティの使用状況やエネルギーの管理状況についても同様に記録しておくこと。
- 2 受託者は、業務記録等の業務の履行及び確認に必要な書類を整備し、業務要求水準書に示す報告書を提出するほか、委託者が提出を求めた書類について、受託者の機密に関する事項を除き、速やかに提出しなければならない。
 - 3 委託者は、必要と認めるときは、受託者に対し、業務の処理状況について調査又は報告を求めることができる。
 - 4 受託者は、この契約の履行に関し事故が生じたときは、直ちに委託者に当該事故の状況を報告しなければならない。この場合において、受託者は当該事故による損害の発生又は拡大を防止するため必要な措置を講じなければならない。
 - 5 委託者は、業務の実施状況について、受託者の作業する場所等を立ち入り検査することができる。

（完了検査）

- 第23条 受託者は、業務を完了したときは、その旨を委託者に通知しなければならない。
- 2 委託者は、月間及び契約業務完了検査について、業務完了届が提出された日から起算して10日以内に検査を行わなければならない。検査は月間及び契約終了時の業務完了報告書の内容等について、照合及び確認を行うものとする。
 - 3 受託者は、業務が前項の検査に合格しないときは、直ちに修補して委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。

第3章 モニタリング

(モニタリング)

第24条 委託者は、随時、委託者の費用で、委託者又は委託者が選任した第三者機関（検査の適切な実施のために必要な技術力等を有すると認めた機関、以下「機関」という。）に委託することにより、業務要求水準書の業務実施計画で定められた運転管理及び保全管理の手順・方法・頻度等のプロセスの履行状況の確認や本契約に対し、運転管理プロセスや保全管理プロセスによって得られた成果の評価（以下「モニタリング」という。）を行うものとし、受託者はこれに協力するものとする。ただし、委託者は受託者の業務に支障が生じないように努めなければならない。

- 2 委託者又は機関は、前項のモニタリングを行うために、通常の営業時間内において、本件施設へ立ち入ること、また、適宜受託者に説明や必要な資料の提供を求めることができるものとし、受託者は、これに協力するものとする。
- 3 受託者は、モニタリングを自ら行うこと。自ら行うモニタリング（以下「セルフモニタリング」という。）の内容や時期等については、契約締結後に委託者と協議し決定するものとする。セルフモニタリングに係る費用は、受託者の負担とする。
- 4 第1項の規定により得られたモニタリング結果については、委託者が今後実施する包括的民間委託業務契約に活用できるものとする。

(回復措置請求)

第25条 第24条第1項及び第2項に規定するモニタリングの結果、本契約に規定された維持管理がなされていないと委託者が判断した場合、受託者は、改善計画書の提出を命じられてから10日以内に改善計画書を委託者に提出し、委託者の確認を受けるものとする。受託者は、確認を受けた改善計画書に従い本件業務を行うものとする。

- 2 委託者は、前項の期限内に受託者が改善計画書を提出しない場合（改善計画書により、指摘された違反内容を是正することができないと認められる場合を含む）、又は改善計画書どおりに本件業務が行われていない場合、求める措置の内容とその理由を記載した書面により、受託者に施設機能の回復に必要な措置を受託者の負担により行うことを請求することができる（以下「回復措置請求」という。）。
- 3 受託者は、回復措置請求の全部又は一部に不服がある場合、委託者に対し、前項の書面の交付を受けた後10日以内に不服の内容を記載した書面を提出することにより、回復措置請求の全部又は一部の撤回を求めることができる。
- 4 委託者は、前項の書面を受領した後10日以内に、受託者に対して、回復措置請求の全部又は一部の撤回をするか否かを書面により通知するものとする。
- 5 前項により撤回をしない旨の通知がなされた場合、受託者及び委託者はそれぞれの主張の根拠となる資料を前項の通知の日から20日以内に相手方に対して提出するものと

する。

6 前項によっても意見が一致しない場合、委託者及び受託者は、専門家による仲裁を請求することができる。仲裁人は、委託者及び受託者と利害関係を有せず、かつ本件業務について十分な知識を有する者の中から、委託者及び受託者が1名ずつ選任し、選任された仲裁人が協議によりさらに1名を選任する。仲裁は、3名の仲裁人による多数決により行うものとする。仲裁に要する費用は自らが選任した仲裁人については各自が負担するものとし、仲裁人により選任された仲裁人については、その主張が認められなかった当事者が負担するものとする。

7 前項による仲裁の結果は、両当事者を拘束するものとする。

第4章 委託料

（業務委託料の支払い）

- 第26条 受託者は、第23条に定める月ごとの業務完了検査に合格したときは、業務委託料の月割額の支払いを委託者に請求することができる。
- 2 委託者は、前項の請求を受理したときは、その日から起算して30日以内に業務委託料の月割額を支払わなければならない。
- 3 業務委託料は、別紙2の月額支払基準のとおり支払うものとする。契約金額の年度割額は、設計図書に示す構成比率に応じて按分した額とする。端数が生じたときは、年度間で端数調整を行う。固定費と変動費の内訳についても、年度割額と同様の計算方法とする。
- 4 委託者の責めに帰すべき事由により、第2項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合において、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（以下「支払遅延防止法の率」という。）を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを委託者に請求することができる。
- 5 業務委託料は固定費及び変動費から構成されるが、変動費については、各年度末に別紙2に基づき精算を行う。なお、固定費とは、本件施設における流入水量（実績値）の増減にかかわらず変動しない費用をいい、変動費とは、流入水量（実績値）の増減に応じて比例的に増減する費用をいう。

（賃金又は物価の変動に基づく委託料の額の変更）

- 第27条 委託者又は受託者は、委託期間内で契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により別紙3に定める物価変動対象費目に係る業務委託料が不適当となったと認めたときは、相手方に対して当該費目に係る業務委託料の変更を請求することができる。
- 2 委託者又は受託者は、前項の規定による請求があったときは、各費日の変動前残業務委託料（当該費目に係る業務委託料から当該請求時以前に相応する業務委託料を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残業務委託料（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務委託料に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残業務委託料の1000分の15を超える額につき、業務委託料の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残業務委託料及び変動後残業務委託料は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は委託者が定め、受託者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により業務委託料の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「契約締結の日」とあるのは「直前のこの

条に基づく業務委託料変更の基準とした日」とするものとする。

- 5 予期することのできない特別の事情により、契約期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務委託料が著しく不適當となったときは、委託者又は受託者は、前各項の規定にかかわらず、業務委託料の変更を請求することができる。
- 6 前項の場合において、業務委託料の変更額については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、委託者が定め、受託者に通知する。
- 7 第3項及び前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者が第1項又は第5項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合は、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

(緊急時対応又は法令、基準等の変更に基づく業務委託料の変更)

- 第28条 地震、豪雨、洪水、落雷等の自然災害、その他突発的な事象により、受託者が緊急時対応を行った場合に、委託者が精算することが適當と認めたときは、受託者は、業務委託料の増額を請求することができる。
- 2 契約期間内において、業務の履行に関し重大な影響を与える法令、基準等が変更されたことにより、費用の増減が生じた場合は、委託者又は受託者は、相手方に対して業務委託料の変更を請求することができる。
 - 3 前2項による業務委託料の変更額及び支払い時期については、委託者と受託者とが協議して定める。

(業務内容の変更等)

- 第29条 委託者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して書面によりこれを定める。
- 2 前項の場合において、受託者が損害を受けたときは、委託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、委託者と受託者とが協議して定める。
 - 3 第1項の場合において、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

第5章 危機管理

（リスクとその責任分担）

第30条 委託者及び受託者の業務の履行に伴い、発生が予想されるリスクとその責任分担については、業務要求水準書に定める「リスク分担」によるものとする。

（保険）

第31条 受託者は、契約期間中、自己の費用により、第三者を対象とした賠償責任保険など、必要な保険を付保するものとする。

2 受託者が加入する保険は、全て業務開始日以前に契約し、その保険証書の写しを委託者に提出する。

3 委託者が所有及び管理する施設及び設備に関する火災保険等は、委託者が付保する。

（損害賠償）

第32条 契約期間中に生じた運転管理上の不備、誤操作等に起因する機器等の損傷、故障、損害（第三者に及ぼした損害を含む。）等は受託者の負担において速やかに補修、改善、取替、必要に応じた損害賠償等を行うこと。ただし、設計、施工、材質及び構造上の欠陥、受託者以外の者による運転管理上の不備又は過失、天災事変、不測の事故並びに委託者の責めに帰すると認めた場合は委託者の負担とし、その額は、委託者と受託者とが協議して定める。

2 受託者の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合には、受託者は、当該第三者に対してその損害を賠償する義務を負う。受託者の責めに帰すべき事由により委託者が第三者に対して損害賠償を負う場合には、委託者は、受託者に対して求償権を行使することができる。

3 委託者の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合には、委託者は、当該第三者に対してその損害を賠償する義務を負う。委託者の責めに帰すべき事由により受託者が第三者に対して損害賠償義務を負う場合には、受託者は、委託者に対して求償権を行使することができる。

第6章 契約の終了

（期間満了時の措置）

第33条 受託者は、期間満了により業務終了した際に、次に掲げる義務を負う。

- (1) 新たに施設を運転する者に対し、施設が業務要求水準を満たしている状態で業務を引き継ぎ、引継事項を交付するものとする。
- (2) 貸与された施設及び支給品について、委託者の立会いのもと、速やかに原型に復して返還するものとする。ただし、原型に復することが不可能な場合は、両者協議のうえ定めるものとする。
- 2 委託者は、自ら又は機関に委託することにより、契約終了の10日前までの期間内において委託者が決定した日にモニタリングを行う。委託者は、モニタリングの結果、施設が業務要求水準を満たしていないと判断した場合には、モニタリングを実施した日から10日以内に、受託者に対し、これらの条件を満たすために必要な措置を受託者の負担において行うことを請求することができる。
- 3 前項のモニタリング後、契約終了時まで、施設について業務要求水準違反が生じた場合、委託者は、これにより委託者に生じた損害及び費用を受託者に請求することができる。ただし、委託者は、契約終了後10日以内に、違反の内容を受託者に対して通知するものとする。
- 4 第2項による請求がなされた場合は、第25条第3項から第7項までの規定を準用する。

（委託者の任意解除権）

第34条 委託者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第36条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（委託者の催告による解除権）

第35条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第36条 受託者について、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、委託者は、受託者に対する通知により直ちに契約を解除することができる。ただし、債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 第5条に掲げる者を設置しなかったとき。
- (2) 第25条に基づく回復措置請求に正当な理由なく従わない場合。ただし、受託者による不服の申立てにより同条第3項から第5項に規定する手続きがなされている期間及び同条第6項による仲裁がなされている期間においては、回復措置請求に従わないことを理由に解除することはできない。
- (3) 第44条第1項の表明・保証に違反した場合。
- (4) 第45条第1項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- (5) この契約の履行を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (6) 受託者がこの契約の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (7) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (8) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (11) 第40条又は第41条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (12) 受託者（受託者が共同企業体であるときはその代表者又は構成員をいい、法人にあっては非常勤を含む役員及びその使用人、法人以外の団体にあっては法人の役員等と同等の責任を有する代表者及び理事等を含む。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 暴力団又は暴力団員

イ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若

- しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらの者を利用している者
- キ 役員等（受託者が法人である場合にあっては非常勤を含む役員及びその使用人（建設業法第6条第1項第4号に規定する使用人をいう。以下同じ。）、受託者が法人以外の団体である場合にあっては法人の役員と同等の責任を有する代表者、理事及びその使用人をいう。）にアからカまでに掲げる者がいる者
- ク アからキまでのいずれかに該当する者が受託者の経営に実質的に関与している者
- ケ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからクまでのいずれかに該当することを知りながら契約を締結した者
- コ 受託者がアからクまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ケに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求めたときに、これに従わなかった者

2 第33条の規定は、本条の規定により契約が終了する場合に準用する。

（談合等の不正行為による契約解除）

第37条 委託者は、受託者が本契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受託者が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、受託者に対し同法第61条第1項の排除措置命令又は同法第62条第1項の納付命令（以下「排除措置命令等」という。）を行った場合で、当該命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が行った排除措置命令等に係る行政訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟を提起した場合において、当該訴訟についての訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
 - (3) 受託者（受託者が共同企業体であるときはその代表者又は構成員をいい、法人にあっては非常勤を含む役員及びその使用人、法人以外の団体にあっては法人の役員等と同等の責任を有する代表者及び理事等を含む。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 受託者は、前項各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かにかかわらず、業務委託料の10分の2に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。委託者が目的物の引渡しを受けた後も、同様とする。
- 3 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合において、委託者が受託者に対し、その超過する額の賠償を請求することを妨げない。

- 4 受託者は、第1項の規定により契約が解除されたときは、当該解除により生じた損害の賠償を委託者に請求することはできない。

(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第38条 第35条各号又は第36条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、第35条又は第36条の規定による契約の解除をすることができない。

(委託者の損害賠償請求等)

第39条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
 - (2) 第35条各号又は第36条各号の規定により業務の完了後に本契約が解除されたとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは前項の損害賠償に代えて、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第35条各号又は第36条各号の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 業務の完了前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次のいずれかに掲げる者が本契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 委託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 委託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 委託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、委託者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料か

ら既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における支払遅延防止法の率の割合で計算した額とする。

(受託者の催告による解除権)

第40条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受託者の催告によらない解除権)

第41条 受託者は、次の各号のいずれかに該当した場合は、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 第29条の規定により契約の内容を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第29条の規定により、業務を一時中止した場合において、その中止期間が履行期間の10分の5以上に達したとき。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第42条 第40条又は前条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受託者の損害賠償請求等)

第43条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第40条又は第41条各号の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

第7章 補則

(表明及び保証)

第44条 受託者は、委託者に対し、本契約締結日現在において、次の各号に掲げる事実を表明し、保証する。

- (1) 受託者による本件業務の遂行が受託者に適用される一切の法令に違反しないこと。
- (2) 公租公課を滞納していないこと。
- (3) 本件業務の遂行に重大な悪影響を及ぼすおそれのある裁判手続又は行政手続が、裁判所又は公的機関（国、地方公共団体及び自主規制団体を含む。）において提起又は開始されておらず、また、受託者の知る限りにおいて、そのおそれが生じていないこと。
- (4) 委託者から指名停止の処分を受けていないこと。
- (5) 本契約に関し、受託者が委託者に対して提供した情報がその重要な点においてすべて正確であること。

2 委託者は、受託者に対し、本契約締結日現在において、次の各号に掲げる事実を表明し、保証する。

- (1) 委託者が受託者に交付した書面が、重要な点においてすべて正確であること。
- (2) 本契約の締結に必要な手続きをすべて完了していること。

3 前項に規定された事項に変更が生じた場合、委託者又は受託者は、それぞれの相手方に対して速やかに通知するものとする。

(権利義務の譲渡)

第45条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により委託者の承諾を受けたときは、この限りでない。

2 委託者は、この契約の目的物を自由に使用し、又はこれを使用するにあたりその内容等を変更することができる。

(再委託等の禁止)

第46条 受託者は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託等の選定)

第47条 受託者は、再委託先を選定するに当たっては、佐賀市内に本店を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

2 受託者は、薬品、資材等に係る納入業者を選定するに当たっては、佐賀市内に本店を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

(秘密保持)

第48条 委託者及び受託者は、次の各号に該当する場合及び本契約において別段の定めがある場合を除き、本契約の履行に伴い相手方から入手した相手方に関する情報（事業実施計画を含む。）を、第三者に対して開示しないものとする。

- (1) 本契約締結時に公知である情報、又は情報を受領した当事者の責に帰すべき事由によらずに本契約締結後に公知となった情報を開示する場合。
- (2) 第三者から適法に入手した情報を開示する場合。ただし、第三者からの情報の入手について守秘義務が課せられていない場合に限る。
- (3) 契約締結時に、守秘義務を負うことなく適法に所持していた情報を開示する場合。ただし、本契約締結に関連して相手方に開示された情報を除く。
- (4) 法令・条例により開示が義務付けられる場合（議会の開示請求がある場合を含む。）において、法令・条例上必要である範囲内において開示する場合。
- (5) 委託者又は受託者の弁護士、公認会計士又は税理士に対して、必要である範囲内において開示する場合。
- (6) 相手方が書面により承諾した場合。
- (7) 本契約が解除された場合において、解除後に本件施設に関する業務を承継する者に対して事業実施計画を開示する場合。

2 前項の義務は本契約終了後も存続するものとする。

(賠償金等の徴収)

第49条 受託者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、委託者は、その支払わない額に委託者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払の日まで契約日における支払遅延防止法の率の割合で計算した利息を付した額と、委託者の支払うべき業務委託料から相殺し、なお不足を生ずるときは、さらに追徴することができる。

2 前項の追徴をする場合には、委託者は、受託者から遅延日数につき契約日における支払遅延防止法の率の割合で計算した額の延滞金を徴収することができる。

(契約外の事項)

第50条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

別紙1 経費の負担

受託者が業務履行上負担する経費は、受託者自らが業務の実施に係る直接的な事務費並びに業務の維持及び管理に必要な経費とし、次のとおりとする。

ただし、別紙2に記載した薬品費、電気料金、修繕費については精算の対象とする。

(1) 修繕費として計上するもの

・修繕部品及び材料
・受託者が行う修繕に係る労務費
ただし、簡易な修繕の範囲に含まれるものは除く。
・外注修繕に係る費用

(2) ユーティリティ

・電気	・ガス	・水道
・燃料	・通信	・薬品

(3) 水質試験類

・水質試験用薬品（塩化ナトリウム、水酸化ナトリウム等）
・水質試験器具（ろ紙、ピペット、シャーレ、試験紙、検知管等）
・消化ガス用（二酸化炭素缶）

(4) その他経費

【事務用品類】		
・連絡用自動車	・事務用机、椅子	・書庫、ロッカー類
・黒板、ホワイトボード	・パソコン	・プリンタ
・被服類	・下駄箱	・傘立て
・茶器類	・食器棚	・掃除具収納庫
・テレビ	・冷蔵庫	・洗濯機
・ガスコンロ	・用紙、インク類	・USB、ハードディスク
【安全対策類】		
・墜落制止用器具	・高圧電気保護具	・ガス検知器
・硫化水素測定器	・簡易酸素濃度計	・酸素呼吸器等
・送風ファン	・安全用ロープ	・安全標識
	・移動式足場	・ガードスタンド

【被服類】

- | | | |
|---------|--------|-----------|
| ・作業服 | ・雨合羽 | ・ライフジャケット |
| ・軍手 | ・ゴム手袋 | ・革手袋 |
| ・絶縁グローブ | ・ヘルメット | ・胴付ゴム長靴 |
| ・長靴 | ・安全靴 | ・ヘッドランプ |
| ・防塵マスク | ・保護メガネ | ・空調服 |

【測定器具】

- | | | |
|----------|-----------|-----------|
| ・絶縁抵抗計 | ・接地抵抗計 | ・検電器 |
| ・テスター | ・クランプメーター | ・回転計 |
| ・振動計 | ・ノギス | ・スケール類 |
| ・シクネスゲージ | ・ダイヤルゲージ | ・ストップウォッチ |
| ・温度計 | ・臭気測定用検知管 | |

【機械工具】

- | | | |
|----------|---------|---------|
| ・スパナ | ・レンチ | ・ペンチ |
| ・プライヤー | ・ハンマー | ・ドリル |
| ・ヤスリ | ・のこぎり | ・タガネ |
| ・カッター | ・ポンチ | ・グラインダー |
| ・砥石 | ・ブラシ | ・コンパス |
| ・万力 | ・トーチランプ | ・油差し |
| ・グリスガン | ・ショベル | ・はしご |
| ・ロープ類 | ・携帯用工具 | ・一輪車 |
| ・レバーブロック | ・ホイキャリヤ | |

【電気工具】

- | | | |
|--------|----------|---------|
| ・圧着ペンチ | ・絶縁ペンチ | ・電工ナイフ |
| ・電工バンド | ・投光器 | ・コードリール |
| ・懐中電灯 | ・トランシーバー | |

【環境整備用品】

- | | | |
|-------|------|------|
| ・清掃用具 | ・ウエス | ・洗浄油 |
| ・草刈機等 | | |

【衛生用品】

- | | | |
|-----|------|--------|
| ・石鹼 | ・消毒液 | ・救急用薬品 |
|-----|------|--------|

【施設管理用品】

- | | | |
|--------|-------|------|
| ・コーキング | ・ワックス | ・接着剤 |
| ・電池 | ・ボルト | ・ナット |

・パッキン	・補充及び交換用オイル	・グリス
・ヒューズ	(特殊仕様品除く)	・ランプ（蛍光灯、表示灯除く）
【日用品】		
・トイレトペーパー	・ティッシュ	・ゴミ袋
・消臭剤	・殺虫剤	・植栽用消耗品
・タオル	・その他	

別紙２ 月額支払基準

(1) 業務委託料の構成

委託者が受託者に毎月支払う業務委託料は、固定費と変動費により構成される。

$$(\text{業務委託料}) = (\text{固定費}) + (\text{変動費})$$

なお、各費目のうち(2)に示す精算対象以外は全て固定費とする。

(2) 月額業務委託料

各会計年度の支払予定額を、1 / 12 にした額を月額業務委託料とする。受託者は、月ごとの業務完了検査に合格した場合、当該月の業務委託料を委託者に請求することができる。また、変動費（薬品費及び電気料金（高圧））については、会計年度ごとに精算を行う。4月から2月までの各月については、月額支払基準に従い支払いを行い、3月の支払時に精算を行う。精算方法は次の算出方法から委託者と受託者が協議し決定する。

ア 薬品費

下表に示す見込み年間流入水量の±5%を超過した場合に精算を行う。±5%を超過した場合、以下の数式により算出した精算額を基に、委託者と受託者が協議し決定する。

$$\text{精算額（円）} = (Q_p - Q_f) \times C_{Ip} \times C_{ps}$$

Q_p	年間実流入水量	[m ³ /年度]	(整数)
Q_f	見込み年間流入水量	[m ³ /年度]	(整数)
C_{Ip}	薬品使用量原単位	[kg/m ³]	(有効数字3桁)
C_{ps}	委託者が設定した薬品単価	[円/kg]	(小数第1位)

項目	見込み量
年間流入水量（下水浄化センター）	21,064,200 m ³
年間流入水量（諸富污水中継ポンプ場）	2,362,800 m ³
次亜塩素酸ナトリウム	212,720 kg
高分子凝集剤（機械濃縮用）	15,506 kg
高分子凝集剤（脱水用）	31,178 kg
起泡補助剤	1,357 kg
ポリ硫酸第二鉄（下水浄化センター）	714,736 kg
ポリ硫酸第二鉄（諸富污水中継ポンプ場）	84,590 kg

イ 下水浄化センター及び中継ポンプ場電気料金

高圧受電の下水浄化センター及び中継ポンプ場については3月分の支払時に、電気基本料金と電気従量料金の合計から支払実績を基に実費精算を行う。委託者が想定している電気基本料金と電気従量料金の合計（消費税等を含む。）は下表のとおり。なお、低圧受電の処理施設、中継ポンプ場及びマンホールポンプ場については精算の対象としない。

施設名	電気料金見込み
下水浄化センター	100,166,000 円
八田ポンプ場	16,043,000 円
鍋島汚水ポンプ場	3,740,000 円
八戸ポンプ場	11,279,000 円
久保泉ポンプ場	3,900,000 円
下高木ポンプ場	7,948,000 円
諸富汚水中継ポンプ場	3,391,000 円
川副第1中継ポンプ場	2,958,000 円
合 計	149,425,000 円

ウ 修繕費

契約最終年度3月分の支払い時に、履行期間において使用した修繕費の支払い実績を基に精算する。修繕費は各年度 20,350,000 円（税込）とする。

(3) 下水浄化センターにおける電力量削減に係るインセンティブ

受託者が実施する運転管理業務において、委託者が測定した放流水の生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の年間平均値（以下「BOD 実績」という。）が 5.0mg/L 以下であり、かつ、流入水量 1 立方メートル当たりの電力量（以下「電力原単位」という。）について、実績値が基準値に対して 1 パーセント以上の削減が認められた場合、受託者は、次項に定める方法により算定したインセンティブ額を、会計年度ごとに委託者に請求することができる。

$$\text{インセンティブ額（円）} = \text{Eup} \times \text{Qp} \times (\text{Elc} - \text{Elp}) \times (1 - \text{BODp} / \text{BODc})$$

Eup : 電力従量単価 [円/kWh] (小数第2位)

Qp : 年間実流入水量 [m³/年] (整数)

Elc : 電力原単位基準 [kWh/m³] (小数第3位)

Elp : 電力原単位実績 [kWh/m³] (小数第3位)

BOD_p：年間平均 BOD 実績 [mg/L] (小数第 1 位)

BOD_c：目標 BOD [5.0mg/L]

※位取り以下の数値は切り捨てとする。

※電力従量単価は、当該会計年度における下水浄化センターの実効平均電力単価（当該年度の下水浄化センターにおける総従量電力料金を受電電力量（汚泥肥料化施設使用分を除く）で除した値とし、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を含むものとする。

別紙3 物価指数（第27条 関係）

業務委託料の変更ができる費目と指標は以下のとおり。

費目	指標	使用する指数	公表組織
人件費	建築保全業務労務単価	保全技師補	国土交通省
薬品費（単価）	企業物価指数	国内企業物価指数「化学製品」	日本銀行
電気料金（低圧）	電力供給契約	契約先の料金改定	契約先の電力会社
水道料金	料金単価	水道事業者の料金改定	水道事業者
燃料費	企業物価指数	国内企業物価指数「石油・石炭製品」	日本銀行
通信費	消費者物価指数	中分類指数（全国）「総合」	総務省統計局
法定点検・産廃処分 （再委託）	消費者物価指数	中分類指数（全国）「総合」	総務省統計局